

小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則及び小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 1 7 号

小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則及び
小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

(小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成元年小牧市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第3券片(裏)中「、小牧駅西駐車場」を削る。

(小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年小牧市規則第37号)の一部を次のように改正する。

様式第1券片(裏)中「、小牧駅西駐車場」を削る。

様式第2(裏)中「及び小牧駅西駐車場」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている回数駐車券及び改正前の小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている回数駐車券は、それぞれ改正後の小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則及び改正後の小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。